

東久留米市地域センター（地区センターを含む）及び市民プラザ
指定管理者の指定について

市では、下記施設の指定管理者について、指定管理者選定委員会の審査により、指定管理者の候補者を選定していましたが、平成27年12月22日の市議会の議決を経て、指定管理者として指定しましたので、お知らせします。

1 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市西部地域センター
- (2) 東久留米市南部地域センター
- (3) 東久留米市東部地域センター
- (4) 東久留米市滝山地区センター
- (5) 東久留米市ひばりが丘地区センター
- (6) 東久留米市大門町地区センター
- (7) 東久留米市市民プラザ

2 指定管理者の名称等

名 称 株式会社セイウン

代表者 代表取締役 荒井 始

所在地 埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号

3 指定期間

平成28年4月1日 から 平成33年3月31日

詳しくは生活文化課市民相談・施設係 電話042・470・7738